

10月分をご返信下さい「飼養衛生管理基準の遵守状況」

令和6年9月30日

下記項目について○, ×, - (該当しない)をご記入の上、10月7日までにご返信ください。「×」の箇所は改善するようお願いいたします。来月も報告をお願いする予定です。

農場名または氏名:

○ × -
記入↓

13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	
--	--

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

●衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。	
●更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	
●衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	

15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。	
●衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。	

20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

●家きん舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。	
---	--

21 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用

●家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。	
●履替えを行う際に病原体が家きん舎に侵入することがないように、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、履替え前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	
●家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。	
●靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	

24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(令和3年10月施行)

●野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。	
●定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。	

26 ねずみ及び害虫の駆除

●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。	
●家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。	